

具体的取組

保健医療体制の基盤整備に関する支援

(1) 保健医療システムの強化

- レファラル・システム¹⁾の構築・強化
- 疾病サーベイランス²⁾機能の向上
- 保健医療情報管理システムの構築
- 必須医薬品の供給体制の整備
- 人口・保健に関する統計、モニタリング・評価能力の強化

¹⁾ 保健センター、診療所、地域の拠点病院といった保健医療サービス提供機関が連携し、患者を適切な施設に円滑に紹介・運搬し、さらには情報交換を密にすることで、より質の高いサービスを提供するシステム。

²⁾ 有効な対策を実施するために、感染の分布と蔓延ならびにそれに関連する諸要因を十分な正確さと完全さをもって継続的に精査し、かつ監視すること。

(2) 保健医療従事者の育成

- 人材育成、開発のための中長期計画づくり
- 中央・地方の保健医療行政にかかわる人材育成
- 医師、保健師を含む保健医療に従事する人材の育成



小学校にて(ケニア)

(3) 保健医療施設の整備と機能強化

- 保健所や病院等の施設建設や医療機器の供与を通じた保健医療システムの視点整備、及び機能強化

保健医療分野の支援を補完する関連分野の支援及び分野横断的取組

(1) ジェンダー平等のための支援

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹⁾分野の支援
- 女性の能力開発

¹⁾ 性と生殖に関する健康と権利のこと。国際人口・開発会議の行動計画では、「リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子供を産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する」と定義されている。

(2) 教育分野における取組

- HIV/エイズ、寄生虫症等感染症の予防教育や衛生教育

(3) 水と衛生分野における取組

- 安全な飲料水の供給、トイレの設置
- 学校建設における水場、トイレの設置と学校保健・衛生教育
- 水系感染症の多い地域への水・衛生施設の整備と健康教育



水をくみに行く人々(ケニア)

(4) 社会経済基盤(インフラ)整備支援

- 保健サービスへのアクセス向上、質の確保のための道路、通信、電力、廃棄物処理場などの整備

我が国の援助実施体制の強化

(1) 国内の人材育成

(2) オールジャパン体制の確立

- 省庁間および政府とNGO、大学、研究機関、民間企業との連携強化
- 研究活動のネットワーク化推進

(3) モニタリング・評価体制の強化

保健MDGsの達成に向けた取組

目標4: 乳幼児死亡率の削減のための取組

2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる

- 子供の死亡の主要原因となっているはしかの予防接種の実施を支援する。
- 下痢症対策として、安全な飲料水の確保や経口補水塩¹⁾の普及、ビタミンAやヨードの投与による栄養改善を図る。
- 肺炎などの急性呼吸器感染症対策のために抗生物質投与を行う。
- 多くの子供が犠牲となっているマラリア対策として、殺虫剤が浸漬した蚊帳の配布、抗マラリア薬の供与を行う。
- IMCI (Integrated Management of Childhood Illness: 小児包括的医療管理)²⁾を強化する。

¹⁾ 点滴を行えない開発途上国で、コレラなどの下痢による脱水症改善のために開発されたもの。これにより電解質と水が素早く補給される。

²⁾ 小児疾患に対するケアを従来の単一的垂直的なプログラムとしてではなく、包括的に管理するという新たな戦略。特に5歳未満の子供の疾病率、死亡率、障害の減少、健康的な成長や発達を促進を支援するものである。



小児病院にて(バングラデシュ)

目標5: 妊産婦の健康の改善のための取組

2015年までに妊産婦の死亡率を4分の3減少させる

- 母体を保護し、安全な出産のための啓発・住民教育、避妊薬(具)の配布に取り組む。
- 医師・助産師の立ち会いによる出産を増やすため、現場の医療従事者の育成を支援する。
- 安全な出産を確保し緊急産科ケアの質を向上させるため、産院・診療所・救急車・薬等の利用可能設備の整備や機材供与を行う。
- 医療機関へのアクセスを改善するため、道路等のインフラを整備する。
- 妊産婦の健康管理を支援するため、母子手帳の普及、妊産婦検診の普及を支援する。



村の助産スタッフ再教育の風景(ベトナム)^{a)}